

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予報第5号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和6年病害虫発生予報第5号

令和6年(2024年)6月18日
滋賀県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう1か月の気温は高く、降水量は平年並または多く、日照時間は平年並の見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
イネ	葉いもち	平年並	平年並	ナシ	黒星病	-	平年並
	紋枯病	平年並	平年並		ハダニ類	-	平年並
	コバネイナゴ	平年並	平年並	ブドウ	チャノキイロアザミウマ	-	平年並
野菜全般	アブラムシ類	-	やや少	カキ	炭疽病	-	平年並
	ハダニ類	-	やや少		カイガラムシ類	-	平年並
	アザミウマ類	-	やや少	チャ	チャノココクモンハマキ(Ⅱ)	やや早	平年並
果樹全般	カメムシ類	-	多	チャハマキ(Ⅱ)	平年並	平年並	
				カンザワハダニ	-	平年並	

A. イネの病害虫

1. 葉いもち

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- 余剰苗での発病時期はやや早い。
- 本田での発生を認めていない(平年値：6/22)。
- 育苗箱施薬による防除が普及している。
- イネいもち病発生予測システム(BLASTAM)によると、5月以降、いもち病感染好適条件はほとんど出現していない(準好適条件は出現している)。
- 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多く、日照時間は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- 不必要な余剰苗は直ちに除去する。
- 移植栽培では、いもち病に有効な長期持続型の薬剤を育苗箱に施用、または移植時に側条施用したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。
- 直は栽培では、いもち病に有効な長期持続型の薬剤を、は種同時施薬機を用いて土中施用したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。
- 多肥田や晩植田、「コシヒカリ」「キヌヒカリ」「秋の詩」「滋賀羽二重糯」では特に注意する。

- (5) ほ場をよく見回り、発生を認めたら薬剤を散布する。
- (6) 耐性菌を生じやすいので、穂もちの防除も考慮して同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 紋枯病

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない（平年値：6/20）。
- (2) 前年の発生量はやや少ない。
- (3) 水稻の茎数は平年並。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多く、日照時間は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 前年発生が多かったほ場では特に注意する。
- (2) 防除の目安は、極早生・早生品種では発病を認めた場合、中生・晩生品種では出穂20日前の発病株率が15～20%以上。
- (3) 生育の旺盛なほ場で発生が多いので注意する。
- (4) 病勢進展初期（幼穂形成期～穂ばらみ期）に株元までよくかかるように薬剤を散布する。

3. コバネイナゴ

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 幼虫の発生時期は平年並。
- (2) 前年の発生量は平年並。
- (3) ほ場での発生量は平年並。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除の目安は、6月下旬に本田での捕虫網による20回振りすくい取り虫数が100頭以上。
- (2) 発生が多い場合、薬剤による防除を実施する。その場合は若齢期に畦畔から額縁状に薬剤を散布する。

B. 野菜（露地）の害虫

1. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 野菜全般：ハダニ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. 野菜全般：アザミウマ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。
- (2) ほ場周辺の雑草や残さを除去する。

C. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) チャバネアオカメムシの越冬成虫数は多い。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は平年並、予察灯での誘殺数は多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [発生予察注意報第3号](#)を参照のこと。

2. ナシ：黒星病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「幸水」は発病しやすい。
- (2) 発病葉や発病果は取り除き、園外へ持ち出し処分する。
- (3) 耐性菌が生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. ナシ：ハダニ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

4. ブドウ：チャノキイロアザミウマ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 茶園の隣接園に発生が多いので注意する。
- (2) 袋かけ前に薬剤を散布する。

5. カキ：炭疽病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「富有」は発病しやすい。
- (2) 通風の悪い園、枝の混み合った園では発生が多いため注意する。
- (3) 発病枝は除去し処分する。

6. カキ：カイガラムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) ろう物質を十分分泌していない幼虫ふ化期（6月下旬頃）が防除適期にあたる。

D. チャの害虫

1. チャノコカクモンハマキ（第2世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の予察灯での誘殺時期はやや早い。
- (2) 越冬世代成虫の誘殺数は予察灯、フェロモントラップでやや少ない。
- (3) ほ場での発生量は平年並。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園では、二番茶摘採後に薬剤を散布する。

2. チャハマキ（第2世代幼虫）

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 越冬世代成虫の予察灯での誘殺時期はやや遅い。
- (2) 越冬世代成虫の誘殺数は予察灯、フェロモントラップで平年並。
- (3) ほ場での発生量は平年並。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園では、二番茶摘採後に薬剤を散布する。

3. カンザワハダニ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園では、二番茶摘採後に薬剤を散布する。

防除対策(耕種的防除や薬剤防除など)については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所
〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516
TEL 0748-46-6160・4926
FAX 0748-46-5559
Email GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。